

(資料の環境影響評価現地調査結果中間報告書も参考に意見いたします)

意見等及びその理由

中間報告書では希少な猛禽類の生息が事業実施区域内外で確認されている。
特に、天然記念物・環境省 RL (EN)・岐阜県 RDB I類のイヌワシは風力発電機位置を除くとはい
確認されていることは重大な問題である。また、環境省 RL (EN)・岐阜
県 RDB II類のクマタカは複数個体が確認されている。その他にも、岐阜県 RDB
記載種の事業実施区域内外での生息が確認されている動物種が少なくない。

当初から、私は以下の通り意見を出している。

『当該山系には、イヌワシ、クマタカが複数つがい生息していることが明らかになっている。イヌワシ、クマタカの行動範囲は極めて高く、建設予定地は彼らの行動範囲を避けることはほぼ不可能である。イヌワシ、クマタカは、たとえ発電施設が営巣木・地から 2 km (影響のある範囲と試算している) 離れていても、建設時やメンテナンスの際の、車や人の往来そのものも含めて、彼らの行動に影響して繁殖を阻害する。さらに、開発によってオープンとなった地域は、イヌワシ、クマタカなどの猛禽類の餌となる小動物を誘引して彼らの狩場を提供することになり、彼らがバードストライクに合う可能性を高めることが強く予想される。このことは、他社ではあるが、イヌワシの生息が確認されていながら、営巣木から遠いために飛来頻度も低く影響はないだろうとの根拠で事業が進められた釜石風力発電事業におけるイヌワシの衝突事故の発生 (2008年) でも明らかである。他の委員や市民からも意見が出ており、イヌワシ、クマタカは繁殖が2年に1度であるため、調査地点の増加、調査年数 (最低2年) の延長を要求する。渡りについても春と秋に2年間行うべきである。特に猛禽類の調査は専門的な技術を要するため、この地域でも専門的に調査をしている団体 (例えば日本イヌワシ研究会など) に正確な調査を依頼すべきである。』(ここまで)

イヌワシ生息地におけるウィンドファーム問題について須藤 (第18回日本野生動物医学会大会要旨集20P) は次のように記載している。

『建設地がイヌワシの行動圏の辺縁部であるため衝突確率は低い、との判断によって建設された岩手県釜石広域ウィンドファームでも衝突事故が発生した (2008年9月)。たとえ辺縁部であっても、イヌワシの衝突事故が起きる可能性がある。』

本事業の環境影響評価現地調査結果中間報告書の確認状況 (8-72) には、イヌワシが『偶発的に利用する』とコメントされているが、滋賀県側ではイヌワシの繁殖が確認されており、偶発的に利用しているのではなく、行動圏に含まれていると考えるべきである。近隣の奥伊吹で計画されていた風力発電開発事業も、希少猛禽類への影響が大きい等の理由で中止になった経緯があり、滋賀県からは本事業について猛禽類への影響などから計画について強く反対する意見も出されている。

以上のことを踏まえれば、『環境影響評価によって猛禽類の生息が確認されることが明らかであるので事業計画そのものを中止すべきである』という、私の当初からの指摘どおりの結果であり、これ以上の環境影響評価調査は中止して、事業を取り下げるべきであろう (対象事業内容変更届出そのものについて賛成・意見等をするという以前の問題である)。

なお、当該山系における猛禽類調査については、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課が詳しい情報を把握しており、本事業への影響についても注視していることから、担当者と情報や意見交換をすることを強く勧める。